

町税・納期改正素案 考え方

1. はじめに

- ・ 地方自治法第10条第2項において「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」とされており、住民は公平・公正なサービスの提供を受けることと合わせ、その負担の分任として納税の義務を負うものとされている。
- ・ 町の自主財源である町税の税収確保は重要となるが、当町における収納率は全道でも非常に低く、これは最終納期が年度末と重なり滞納整理の期間が少ないことが一つの要因と推測される。



「滞納整理期間を設ける」方向を固め、納期の改正検討を行うとした

2. 【町税納期 改正検討資料】を用いた検討

(1) [2. 町税等の課税の現状] による分析

- ・ 平成28年度分の個人住民税、固定資産税・都市計画税を、納税通知書・納付書で年度分すべて納めた方(普通徴収完納者)において、その納付回数が現在の納期数である「10回」の方と比べ、「1回」で納付を終えている納税者が約4割から5割と比較的多い傾向がみられた。[改正検討資料 2(2)]
- ・ 同税目の普通徴収完納者において、その最終納付月が、最終納期である「3月」の方と比べ、「6月」で納付を終えている納税者が約3割、「8月まで」だと約4割から5割と比較的多い傾向が見られた。[改正検討資料 2(3)]



「早期に納税を終わらせよう」と考える納税者が、比較的多い傾向が見られた

- ・ 同税目の普通徴収完納者において、最終納付月が、最終納期である「3月」を超過した「4月・5月」となっている納税者が非常に多い傾向が見られた。[改正検討資料 2(3)]



納税者へ働きかけを行う「滞納整理期間を設ける」必要性は、非常に高いものと認識された

(2) [3. 他自治体の町税納期の状況] による分析

北海道内自治体においては、

【個人住民税】	4期	【納付月：6月・8月・10月・12月】
【固定・都市計税】	4期	【納付月：5月・7月・9月・11月】
【軽自動車税】	1期	【納付月：5月】

の納期パターンが最も多く採用されていた（約5割～7割）

(3) [4. 事務経費への影響額] による分析

システム改修等で初年度のみ増える見込みだが、納期変更以後は納期数が少なくなることによりコスト的に減少が見込まれる

(4) [5. 納期別納付モデル比較] による分析

- ・ 現行の10期納期の場合、軽自動車税以外は、期割端数分（年税額を期割数で割った際の1,000円未満の計）が大きく、それが1期目に上乗せされることから、1期目と2期目以降の納付額の差が大きい。[改正検討資料 5(1)]
- ・ 地方税法規定の納期パターンの場合、納付期間は4月から翌年2月までの「11ヶ月」と長く、5月・9月・11月の納付がないため、実質「8期」。
[改正検討資料 5(2)]
- ・ 道内で最も多く採用されている納期パターンの場合、納付期間は5月から12月までの「8ヶ月」、納付月も「8期」。
[改正検討資料 5(3)]
- ・ (2)と(3)は、共に期別納付額は現行より増となるが、納期数が少ないため1期目に上乗せされる期割端数分が少なく、各期別の納付額がより均等に近づいている。
[改正検討資料 5(2)、5(3)]



道内最多採用納期パターンモデル(3)は、「納付が年内に終わる」こと、冬期間の暖房費など家計支出が増加する「1月・2月・3月の納付が無くなる」ことなど、(2)よりわかりやすく有利と考えられる

3. まとめ

- ・ 個人住民税、固定資産税・都市計画税においては、地方税法で規定されている納期数であること、道内納期調査の結果および経費影響の観点から、その納期数については「4期」と考え、納付月については、納税者の負担軽減を図る目的で、北海道内で最も多く採用されている「個人住民税と固定資産税・都市計画税の納期を交互とする」納期パターンと考える。

納期改正素案として、次を考える（実質は5～12月の8期）

【個人住民税】	4期	【納付月：6月・8月・10月・12月】
【固定・都市計税】	4期	【納付月：5月・7月・9月・11月】
【軽自動車税】	1期	【納付月：5月】